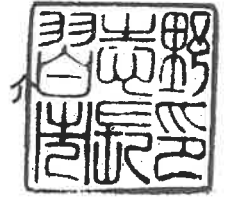


都計第62号
平成30年 4月26日

習志野市個人情報保護審議会
会長 三幣 芳夫 様

習志野市長 宮 本 泰



習志野市個人情報保護条例第8条第5号の規定に基づく諮問について

個人情報の目的外提供について、別紙のとおり習志野市個人情報保護条例の規定に基づき諮問いたします。



諮問事案

個人情報の目的外利用・提供の内容

所管課名	都市環境部 都市計画課
個人情報取扱事務の名称	第6回東京都市圏総合都市交通体系調査(パーソントリップ調査)
個人情報取扱事務の目的	第6回東京都市圏総合都市交通体系調査(パーソントリップ調査)における調査対象世帯を抽出し、調査票の送付先データとして利用することを目的とする。
個人情報の対象者の範囲	住民基本台帳データから無作為に抽出した世帯(必要抽出世帯数2,856世帯を予定)
目的外に利用・提供する個人情報の内容	住民基本台帳データ (1) 世帯主の氏名 (2) 住所 (3) 世帯員の性別(世帯主を含む全員) (4) 世帯員の生年月日(世帯主を含む全員)
利用・提供の相手方	千葉県県土整備部都市整備局都市計画課 TEL:043-223-3161 E-mail:tokei11@mz.pref.chiba.lg.jp
利用・提供の根拠	条例第8条の次の項目に該当する。 第5号 審議会諮問 新規 [利用・提供する理由] 当該調査は国及び地方公共団体で構成する東京都市圏交通計画協議会が主体となり実施する調査であり、都市交通計画や施策実施のための基礎資料として利用可能なことや、災害時の帰宅困難者対策シミュレーションなど幅広い分野での活用が図れる公共性が高い調査であるため。